

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下に掲げる企業理念の下、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの負託と信頼に応えて、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えております。

「創造 信頼 成長」

日鉄ソリューションズは、情報技術のプロフェッショナルとして、真の価値の創造により、お客様との信頼関係を築き、ともに成長を続け、社会の発展に貢献していきます。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みは以下の通りです。

(1) 当社は、これまで、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、社外監査役が過半を占める監査役会において、会計、法務等各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査する体制が当社グループの持続的な発展に有効であると判断し、監査役会設置会社を採用してまいりました。

今般、当社は、本年6月18日開催の第41期定時株主総会において株主の皆様からの承認を得て、同株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。これは、意思決定の迅速化を図り、取締役会における経営方針等の議論をより充実させるとともに、取締役会の経営に対する監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ること等を目的とするものです。

現在、当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名と監査等委員である取締役3名の計13名で構成され、代表取締役社長が議長を務めております。取締役会における社外取締役の割合は3分の1超（13名中5名）であります。

(2) 当社は、経営の透明性を確保・向上するために、株主の皆様や投資家の方々などに対しては、当社のIR基本方針に従い、東京証券取引所への適時開示はもとより、プレスリリース、決算説明会やホームページ等を通じて適時適切な情報開示を行うとともに、フェア・ディスクロージャー・ルールを遵守いたします。

(3) 当社は、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めております。内部統制環境の維持・強化を目的に、社員及びその家族等からの通報も可能とした内部通報制度を設けております。また毎年、内部統制に関する社員の認知度を調査するために、グループ社員を対象とした意識調査を実施しております。ここでの結果は内部統制に関わる諸施策の検討に反映しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コードの各原則のすべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】（政策保有株式）

当社は、顧客や取引先との関係強化等を通じた当社の中長期的な企業価値の向上を目的として政策保有株式を保有することがあります。政策保有株式については、毎年取締役会において銘柄毎に保有の合理性を確認しており、いずれの株式も保有の合理性があると評価しております。保有の合理性は、投資先とのリレーション強化によるビジネスの拡大が年間売上高や発注高等の維持・拡大により、図れていることなどの事業上の成果や、当社の中長期的な事業戦略における位置付け、及び保有の便益（受取配当金や事業取引による利益）と当社資本コストを比較した取引の経済的な合理性等を総合的に検証しております。なお、2021年3月末時点で当社は586億円の政策保有株式を保有しております。

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、提案されている議案が株主価値の毀損につながるものではないことを確認し、当社との取引における影響等を勘案した上で、総合的に判断し議決権を行使します。

【原則1－7】（関連当事者間の取引）

当社は、取締役との利益相反取引について、会社法の規定に基づき取締役会での承認を行うとともに、その承認後の状況について定期的に取締役会に報告しております。

また、親会社との取引につきましては、価格等の取引条件は、他の顧客との契約条件や市場価格を参考に合理的に決定しております。当社取締役会は、親会社との取引については、当社の一般的な取引と同様の条件でなされており、当社の利益を害していないと判断しております。

なお、当社は、重要な取引につきましては「取締役会規程」に基づき、重要度に応じて、取締役会での決議あるいは社長及び執行役員がメンバーとなる経営会議等での審議など手続きの明確化を図っております。

【原則2－6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

当社は、従業員が確定拠出年金制度のメリットを最大限享受できるように、制度内容及び手続に関して入社時に説明会を実施するとともに、社内ポータルで資料や動画を常時提供しております。また運用商品及び運用実績等については運営管理機関から従業員個人へ最新の情報を提供

しております。

[原則3-1] (情報開示の充実)

(1) 企業理念、経営戦略・経営計画

◆企業理念

「創造 信頼 成長」

日鉄ソリューションズは、情報技術のプロフェッショナルとして、真の価値の創造により、お客様との信頼関係を築き、ともに成長を続け、社会の発展に貢献していきます。

その実現に向けて、次の4点を基本方針として事業を推進しております。

1. 情報技術 (IT) を活用した新しく大きく伸びるマーケット (市場) をターゲットとして、先見的なソリューション開発を企画し、経営資源を優先的に投入することで事業の成長を実現いたします。
2. ターゲット市場に対して、製販一体の組織であるビジネスユニットを構え、ビジネスユニットごとの最適なビジネスモデルを構築するとともに、お客様に対して、お客様の事業展開・変革に合わせた最適なサービスを全社横断的に提供する体制を整えることで、事業の差別性と収益性を実現いたします。
3. お客様からの信頼と先進的な技術力こそが競争力の源泉と認識し、その強化・獲得を進めてまいります。
4. 「業務ソリューション事業」、「サービスソリューション事業」を事業の柱として構成し、コンサルティングからソリューションの設計、開発、運用・保守までの一貫したサービスを提供いたします。

◆経営戦略・経営計画

当社は、2025年度に向けた中期事業方針を策定し、2021年4月に対外開示を実施しております。

(事業環境認識)

当社とお客様を取り巻く事業環境は人口構造の変化、加速度的なIT技術の進展に加えて、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済影響や社会の行動変容にも直面しており、「非連続的な」変化の中にあります。こうした中で、様々な業界におけるビジネスのパラダイムシフトに対し、DXへの取り組みが進められてきました。新型コロナウイルス感染症による社会の変化も見据え、中長期的にDXニーズが一層加速するものと考えております。

当社は、2030年頃のデジタル社会の到来を見据え、持続的な事業成長に向け、今回策定した中期事業方針の実現に向けた事業推進・実行が課題であると捉えております。

① 2021-2025年度中期事業方針

中期の事業方針として、以下4点の柱を以て、事業を運営してまいります。

- ・進展するDXニーズの着実な取り組み
- ・高付加価値事業と総合的な企業価値の持続的向上
- ・優秀な人材の獲得・育成の一層の強化
- ・内部統制・リスクマネジメント徹底の継続

詳細については、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.nssol.nipponsteel.com/ir/>)

② 中期事業成長目標

当社は、本中期事業方針での一連の施策を実行し、全社を挙げて「日本企業のDX推進に伴うニーズ」を最大限獲得し、お客様との深い関係性を構築しながら、ITサービス市場の成長を上回る事業成長を狙います。

- ・連結売上高成長率: 年率5-6%
- ・注力領域売上高成長率: 年率10%以上

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書のI-1. 基本的な考え方に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

① 報酬決定の方針

a. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)

社外取締役を除く取締役の報酬は、各取締役の役割と職責に応じて予め定められた役位別の固定報酬と業績連動報酬から構成されます。業績連動報酬は、当事業年度の連結上の当期純利益及び一人当たりの経常利益に連動します。加えて、代表取締役社長による取締役毎の担当領域での実績等評価を加味 (各役位別報酬金額の5%の範囲内) して、実際の支給額を算出しております。また、中長期インセンティブとして固定報酬の一部を役員持株会への拠出により自社株式取得にあてることを義務付けております。

社外取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

なお、当該限度額は、2021年6月18日開催の第41期定時株主総会において年額350百万円以内 (うち社外取締役は年額35百万円以内) と決議しております。当該定時株主総会終結時点の員数は10名 (うち、社外取締役は3名) です。

b. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬としております。

なお、当該限度額は、2021年6月18日開催の第41期定時株主総会において年額54百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の員数は3名です。

② 報酬決定の手続き

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬については、透明性・客観性の向上の観点から代表取締役社長 (森田宏之氏)、社内取締役 (1名: 玉置和彦氏) と社外取締役 (3名: 青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏) からなる「役員人事・報酬会議」で審議の上、取締役会の決議により決定いたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬決定の方針及び各監査等委員である取締役の具体的な報酬の額については、監査等委員である取締役の協議により、決定しております。

(4) 取締役候補の指名及び取締役・執行役員の選解任に関する方針と手続き

① 取締役候補の指名に関する方針

当社は、取締役候補者の指名にあたっては、当社の経営課題に対処するのにふさわしい視野・識見・経験等を有した優れた人材を、社内外を問わず広く登用することを基本方針としております。あわせて、経営課題に的確に対処できるよう、規模・構成 (社外役員の員数を含む) を考慮しております。

② 取締役・執行役員の選解任に関する手続き

取締役・執行役員の選解任については、代表取締役社長 (森田宏之氏)、社内取締役 (1名: 玉置和彦氏) と社外取締役 (3名: 青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏) からなる「役員人事・報酬会議」での審議等を経た上で、取締役会において決議し、取締役の選解任案を株主総会に付議し

ます。

(5) 取締役候補の選解任についての説明

当社の取締役の選解任についてのご説明は、株主総会招集ご通知に記載しております。具体的には、「株主総会招集ご通知」の参考書類に候補者個々の略歴を記載しております。また、役員人事に係るプレスリリースや「有価証券報告書」に業務分担や役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載することで、取締役選任についての説明を行っております。

なお、社外取締役の選任理由及び独立性については、本報告書のⅡ－１「機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係」に記載しておりますので、ご参照ください。

[原則４－１①] (経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社は、取締役会において法令で定められた事項及び経営上の重要事項について決議しており、具体的な決議事項は「取締役会規程」において定めております。また、当社では取締役会決議事項以外の事項に関する決定は、社長及び社長より権限移譲を受けた各組織長が行う体制としております。なお、当社では機動的な事業運営を実現するとともに、業務執行に万全を期し責任の明確化を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。

[原則４－９] (独立役員の独立性判断基準) <変更なし>

当社は、企業経営、法務、会計等、当社の経営に有用な専門知識を保持し、当社の経営課題に対処するのにふさわしい視野・識見・経験等を有した優れた人材を、社外役員に招聘しております。社外役員の独立性判断基準につきましては、国内の金融商品取引所が定める独立性基準に従っております。

(当社と独立社外役員との関係につきましては、本報告書のⅡ－１「機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係」に記載しております。)

[原則４－１①] (取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社は、定款において取締役の定員を13名以内、取締役のうち、監査等委員である取締役は3名と定め、現在13名の取締役を選任しております。意思決定の迅速性と取締役会の活性化の観点から、現状の取締役会の規模は、適切な規模であると考えております。また、取締役会全体としての、経験・識見・専門性のバランスやジェンダー・国際性等多様性にも考慮した上で最適な構成にすることとしております。

[原則４－１②] (取締役の他の上場会社の役員との兼任状況)

他の上場会社の役員兼務等重要な兼職の状況につきましては、毎年「株主総会招集ご通知」の参考書類、「事業報告」、「有価証券報告書」等に記載することとしております。

[原則４－１③] (取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社は、取締役会出席者から取締役会の運営等に関する評価や意見を聴取の上で、取締役会において定期的に取締役会の実効性について分析・評価を行い、今後の取締役会の運営改善等に反映させることとしています。

2021年5月に行いました第41期(2021年3月期)の取締役会の実効性評価に関する調査の方法と、その結果の概要は以下のとおりです。

(調査の方法)

取締役会から指示を受けた取締役会事務局が第三者機関の助言を受けながら、取締役会へ付議・報告された案件数や審議時間・各役員の出席率等の定量的な分析に加え、取締役会メンバーである取締役・監査役へのアンケート・ヒアリングに基づく定性的な分析を行いました。その分析結果に基づき取締役会で実効性の評価・取り組むべき課題等について審議を行いました。

(結果の概要)

当社の取締役会は、会社法及び社内規程に基づいて取締役会に付議・報告された各議案が適切な議事運営により議論されていることが確認されるとともに、昨年の課題であったリスクマネジメントについても強化が図られていること等から、取締役会の実効性が確保されていると判断いたしました。なお、第三者機関からも、当社取締役会の実効性に関する自己評価は適正に実施されており、取締役会の実効性も確保されているものと考えられる旨の見解を得ています。また、2021年6月の株主総会を経て、監査等委員会設置会社へ移行したことを踏まえ、取締役会の審議内容や運営等について、実効性のさらなる向上を見据えた改善に取り組むこといたしました。

[原則４－１④] (取締役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役候補者について、事業面あるいは会計、法務、企業会計等に関する専門知識を有している者から選任しております。

業務執行取締役に対しては、社外の講習会への参加や外部講師を招いたセミナーの開催など、職務を果たす上で必要となる法令等の理解を深める場を継続的に設けております。

社外取締役に対しては、当事業に関する知識を深めるために、就任時また就任後も継続的に、各事業所への訪問、各部門からの事業説明の機会等を設けております。

[原則５－１] (株主との対話方針)

当社は、株主の皆様や投資家の方々などに対して、当社のIR基本方針に従い、東京証券取引所への適時開示はもとより、プレスリリース、四半期毎の決算説明会あるいはホームページ等を通じて適時適切な情報開示を行っております。

① IR基本方針

・情報開示の基準

当社は、投資家の皆様に、会社法、金融商品取引法、その他の法令及び当社が有価証券を上場している金融商品取引所の定める適時開示に関する規則等を遵守し、これらに沿って情報開示を行います。又、適時開示規則に該当する情報に加え、投資家の皆様が投資判断を行う際に有益な情報についても、積極的に開示するとともに、フェア・ディスクロージャー・ルールを遵守いたします。

・情報開示の方法

会社法により開示が求められる情報(事業報告等)については、株主の皆様を送付するとともに、速やかに当社ウェブサイトに掲載する等、適切な方法により開示いたします。金融商品取引法や金融商品取引所の定める適時開示に関する規則等により開示が求められる情報については、金融庁の電子開示システム「EDINET」や、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム「TDnet」を通じて開示するとともに、各種報道機関に対しても公開いたします。また、当該情報を公平且つ広く投資家の皆様にお伝えできるよう、当社ホームページにも掲載いたします。

② IR体制

総務・財務担当取締役の統括のもと、管理本部総務部内に設置した広報・IR室が関連部門との連携のもと対応にあたっています。

③ 対話の方法

四半期毎の決算説明会の実施の他、代表取締役社長または総務・財務担当取締役が、国内外の投資家やアナリストとの個別の面談にも積極的に対応しております。

④ 社内へのフィードバックの方策

対話において得られた内容については、必要に応じて取締役会等にフィードバックを行い、各施策に反映させております。

⑤ インサイダー情報の管理に関する方策

インサイダー情報(未公表の事実)については、社内規程である「内部情報管理および内部者取引規制規程」に従って適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本製鉄株式会社	58,033,800	63.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,298,300	4.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,451,900	3.77
日鉄ソリューションズ社員持株会	2,135,604	2.33
ジェービーモルガンチェースバンク 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,858,296	2.03
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,035,108	1.13
CEP LUX-ORBIS SICAV (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	714,700	0.78
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	539,690	0.59
ザバンクオブニューヨークメロン 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	526,600	0.58
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリユーエスタックスエグゼンプテッドペンションファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	452,500	0.49

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	日本製鉄株式会社 (上場: 東京、名古屋、札幌、福岡、海外) (コード) 5401

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、親会社より社内情報システムの構築及びその運用保守業務等を受託していますが、取引条件及び取引条件の決定方針等につきましては、市場価格を参考に個別交渉のうえ決定しております。
また当社は、親会社に対して資金の預託を行っておりますが、その利率は市場金利を勘案し、個別交渉のうえ決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社である日本製鉄 (株) は、当社の総株主の議決権の63.44% (2021年3月31日現在) を所有しております。同社からは、日本製鉄グループ全体として、企業価値の最大化ならびにグループ全体としての競争力強化を目指し、自律的な経営を行うことを求められております。
上述の通り、同社との取引につきましては、市場価格を参考に個別交渉のうえ決定しており、また、取締役会における独立社外役員の数の割合が、3分の1 以上を満たすに必要な数の独立社外役員を置くことで、同社からの一定の独立性が担保されているものと考えています。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	13 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青島 矢一	学者											
石井 淳子	その他											
石井 一郎	他の会社の出身者											
樋口 哲朗	公認会計士											
星 周一郎	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

青島 矢一		○	独立役員に指定しております。 <略歴> 1999年4月 国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター助教授 2007年4月 同センター准教授 2012年4月 同センター教授 現在に至る 2014年12月 内閣府総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 専門委員 2015年6月 当社取締役 現在に至る 2015年7月 テックポイント・インク社外取締役 現在に至る 2018年4月 国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター長 現在に至る	<招聘理由> 長年の大学教授としての豊富な学識経験並びにこれまでの当社の取締役としての実績を引き続き当社の取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくため。 <独立役員指定理由> 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に挙げられた事項のいずれにも該当していません。
石井 淳子		○	独立役員に指定しております。 1980年4月 労働省(現厚生労働省)入省 2009年7月 厚生労働省 大阪労働局長 2010年7月 厚生労働省 大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭、少子化対策担当) 2012年9月 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長 2014年7月 厚生労働省 政策統括官(労働担当) 2015年10月 厚生労働省 社会・援護局長 2016年6月 厚生労働省 退官 2017年6月 三井住友海上火災保険株式会社 社外監査役 現在に至る 2017年6月 川崎重工業株式会社 社外監査役 2018年1月 内閣府 消費者委員会専門委員(公益通報者保護専門調査会) 2019年6月 当社 取締役 現在に至る 2020年6月 川崎重工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 現在に至る	<招聘理由> 厚生労働省勤務時に幅広い分野の要職を歴任するなど、雇用や労働に関する豊富な経験と高い見識を有しており、働き方変革を推進する当社の取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくため。 <独立役員指定理由> 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に挙げられた事項のいずれにも該当していません。
石井 一郎		○	独立役員に指定しております。 1978年4月 東京海上火災保険(現 東京海上日動火災保険)株式会社 入社 2010年6月 東京海上ホールディングス株式会社 執行役員 2013年6月 同社 常務執行役員 2015年6月 同社 専務取締役 2017年4月 同社 取締役副社長 2018年10月 同社 常勤顧問 2020年4月 デロイトトーマツ合同会社 アドバイザー 現在に至る 2020年6月 当社 取締役 現在に至る 2020年6月 能美防災株式会社 社外取締役 2021年4月 Terra Motors株式会社社外取締役 現在に至る	<招聘理由> 豊富なグローバル経験及び企業経営に関する高い見識を有しており、当社の取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくため。 <独立役員指定理由> 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に挙げられた事項のいずれにも該当していません。

樋口 哲朗	○	○	独立役員に指定しております。 <略歴> 1984年4月 クーパーズ・アンド・ライブラ ンド東京事務所 入所 1997年8月 中央監査法人 社員 2001年1月 樋口公認会計士事務所代 表 現在に至る 2001年10月 財務会計基準機構企業会 計基準委員会 専門研究員 2004年6月 早稲田大学大学院会計研究 科 兼任教員 2009年9月 株式会社LITALICO社外監査 役 2011年9月 株式会社構造計画研究所社 外監査役 2013年6月 当社監査役(非常勤) 2017年9月 株式会社構造計画研究所社 外取締役 2021年6月 当社 取締役監査等委員 現在に至る	<招聘理由> 長年の公認会計士としての豊富な監査経験と 財務・会計に関する専門的な見識及びこれまで の当社の社外監査役としての実績を当社の監 査・監督に活かしていただくため。 <独立役員指定理由> 当社としては、一般株主と利益相反が生じるお それがあるような立場にないと判断し、独立役 員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上 場規程施行規則第211条第4項第6号に挙げら れた事項のいずれにも該当しておりません。
星 周一郎	○	○	独立役員に指定しております。 <略歴> 2000年4月 信州大学経済学部助教授 2005年4月 国立大学法人信州大学大学 院法曹法務研究科 助教授 2007年4月 同研究科准教授 2009年4月 公立大学法人首都大学東京 (現東京都立大学) 都市教養学部法学系 (現法学部) 教授 現在に至る 2017年4月 同都市教養学部長兼法学系 長 (現法学部長) 2019年6月 当社 監査役 (非常勤) 2021年6月 当社 取締役監査等委員 現在に至る	<招聘理由> 大学教授として長年にわたりサイバーセキュリ ティなど情報保護等の研究に従事しており、こ れら法律の専門家としての知見及びこれまで の当社の社外監査役としての実績を当社の監 査・監督に活かしていただくため。 <独立役員指定理由> 当社としては、一般株主と利益相反が生じるお それがあるような立場にないと判断し、独立役 員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上 場規程施行規則第211条第4項第6号に挙げら れた事項のいずれにも該当しておりません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無 更新	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当社は、監査等委員会の職務を補助しその円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会事務局を設置して専任の使用人（以下、本事務局員）を置きます。

本事務局員は1名以上を専任とし、監査等委員会の指示の下で業務を行います。また、本事務局員の人事異動・評価等について、人事本部長は監査等委員会と事前に協議することとし、本事務局員の執行部門からの独立性と本事務局員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は本年6月18日開催の第41回定時株主総会において株主からの承認を得て、同株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。

・監査等委員会と会計監査人の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、事業年度の開始にあたり、監査対象、監査体制、当期の重点監査項目等を記した会計監査人による監査計画説明書について、前期からの懸念事項、重点的に監査すべきポイント等について意見交換を実施し、充実した会計監査がなされるように努めてまいります。

事業年度の年間決算において、監査等委員会は、会計監査人から監査報告書を受領し、当期の監査重点項目等も含めて監査結果の報告を受け、その後の監査等委員会による監査報告書の作成の基礎としてまいります。

・監査等委員会と内部統制・監査部の連携状況

監査等委員会は、内部統制・監査部から定期的に報告を受け、意見交換を行うほか、必要に応じて調査を求める等、両者は緊密な連携を図ってまいります。

・会計監査人と内部統制・監査部の連携状況

内部統制・監査部は、会計監査人との間で、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用に関して適宜協議しその継続的改善を図ってまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性								
	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬会議	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬会議	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

代表取締役社長（森田宏之氏）、社内取締役（1名：玉置和彦氏）と社外取締役（3名：青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏）からなる「役員人事・報酬会議」を設置し、取締役の報酬、取締役候補者の指名については、同会議での審議を経て、取締役会において決議いたします。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5 名
------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、各取締役の役割と職責に応じて予め定められた役位別の固定報酬と業績連動報酬から構成されます。業績連動報酬は、当事業年度の連結上の当期純利益及び一人当たりの経常利益に連動します。加えて、代表取締役社長による取締役毎の担当領域での実績等評価を加味（各役位別報酬金額の5%の範囲内）して、実際の支給額を算出しております。また、中長期インセンティブとして固定報酬の一部を役員持株会への拠出により自社株式取得にあてることを義務付けております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

①報酬決定の方針

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

社外取締役を除く取締役の報酬は、各取締役の役割と職責に応じて予め定められた役位別の固定報酬と業績連動報酬から構成されます。業績連動報酬は、当事業年度の連結上の当期純利益及び一人当たりの経常利益に連動します。加えて、代表取締役社長による取締役毎の担当領域での実績等評価を加味（各役位別報酬金額の5%の範囲内）して、実際の支給額を算出しております。また、中長期インセンティブとして固定報酬の一部を役員持株会への拠出により自社株式取得にあててを義務付けております。

社外取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

なお、当該限度額は、2021年6月18日開催の第41期定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役は年額35百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。

b. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬としております。

なお、当該限度額は、2021年6月18日開催の第41期定時株主総会において年額54百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の員数は3名です。

②報酬決定の手続き

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、透明性・客観性の向上の観点から代表取締役社長（森田宏之氏）、社内取締役（1名：玉置和彦氏）と社外取締役（3名：青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏）からなる「役員人事・報酬会議」で審議の上、取締役会の決議により決定いたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬決定の方針及び各監査等委員である取締役の具体的な報酬の額については、監査等委員である取締役の協議により、決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務を補助するため、管理本部総務部内に担当者を配置しております。

監査等委員である取締役に対しては、監査等委員会事務局を置き、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を配置することとしております。また監査等委員会は、取締役会の付議案件について、提出部門から事前説明を受けることとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
---	---	---	---	---	---

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

0 名

その他の事項 更新

謝敷宗敬氏（相談役）は2021年6月18日をもって退任

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 現状の体制

当社は、本年6月18日開催の第41期定時株主総会において株主からの承認を得て、同株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。これは、意思決定の迅速化を図り、取締役会における経営方針等の議論をより充実させるとともに、取締役会の経営に対する監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ること等を目的とするものです。

現在、当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名（うち社外取締役3名）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の計13名で構成され、代表取締役社長が議長を務めております。取締役会における社外取締役の割合は3分の1超（13名中5名）となっております。

当社は、取締役会における審議事項を重点化し、経営方針の策定などの議論をより充実させることを目的として、定款において、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めております。

当社においては、すべての取締役がそれぞれの役割・責務を適切に果たすことで、経営環境の変化に応じた機動的な意思決定を行うとともに、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性・透明性を確保しております。また、監査等委員である取締役が、取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）について取締役会における議決権を有すること、監査等委員会が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任や報酬等について株主総会において意見を述べる権限を有すること等により、従前の監査役会設置会社と比べて、取締役会の経営に対する監督機能の強化が図られております。

当社は、役員人事・報酬の決定手続きの健全性を確保するため、取締役候補の指名及び代表取締役の選定については、透明性・客観性の向上の観点から代表取締役社長（森田宏之氏）、社内取締役（1名：玉置和彦氏）と独立社外取締役（3名：青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏）からなる「役員人事・報酬会議」での審議を経て、取締役会での決議することとしており、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬についても、「役員人事・報酬会議」での審議を経て、取締役会で決議することとしております。

業務執行につきましては、所定の決裁権限ルールに基づき、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲し意思決定の迅速化に努めております。重要なものにつきましては、社長をはじめとする経営層がメンバーとなる経営会議にて審議・決定を行うこととしております。

また、監査等委員会による監査及び監督、会計監査人による会計監査を実施するとともに、経営の透明性を確保・向上することにも努めており、株主の皆様や投資家の方々などに対しては、当社のIR基本方針に従い、東京証券取引所への適時開示はもとより、プレスリリース、決算説明会やホームページ等を通じて適時適切な情報開示を行うとともに、フェア・ディスクロージャー・ルールを遵守しております。

(2) 監査等委員会による監査について

① 監査等委員会監査の組織、人員

当社は、2021年6月18日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する1名を含む社外取締役2名から構成されています。また、監査等委員会の職務を補助する専任組織として監査等委員会事務局(2名)を設置し、監査等委員会の職務執行のサポートを行っています。

② 監査等委員会の活動

年度の監査方針・監査計画に従い、取締役の職務執行の適法性・妥当性の観点から監査を実施してまいります。内部監査部門と緊密な連携を図りながら、計画的に日々の監査活動を進めてまいります。また、取締役会、経営会議への出席、社内会議資料の閲覧や各部門担当者による報告等を受け、社内状況の把握に常時努めるとともに、監査計画の重点監査項目に基づくチェックシートを用いた書面審査及び実地調査を実施し、監査の質の向上に努めてまいります。

書面審査及び実地監査終了後、監査を主に担当している常勤監査等委員より、監査等委員会にて監査結果の報告を実施してまいります。また、監査結果については、常勤監査等委員より、代表取締役と概ね月1回、他の取締役へは、適宜説明し、意見交換、提言を行ってまいります。

子会社の監査役との連携も図り、子会社の状況把握に努めるとともに、必要に応じ子会社に対する調査も実施してまいります。

会計監査人に対しても適正な監査を実施しているか検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況報告を受け説明を求めてまいります。

③ 監査役及び監査役会の活動状況

当社は、2021年6月18日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。本項については機関設計移行前の「監査役及び監査役会の活動状況」について記載しております。

当事業年度においては、監査役会設置会社として監査役会を19回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

役職名 氏名 出席状況(出席率)

常勤監査役 金山 尚弘 19回/19回(100%)

監査役 樋口 哲朗 19回/19回(100%)

監査役 岡田 恭子 19回/19回(100%)

監査役 星 周一郎 19回/19回(100%)

監査役 浅谷 幸彦 2回/5回(40%)※

監査役 佐藤 明 14回/14回(100%)※

※浅谷監査役については、2020年6月の株主総会までの、佐藤監査役については、2020年6月就任以降に開催された監査役会を対象にしています。

監査役会においては、監査の方針、監査計画、及び監査実施後の監査報告の作成、審議、内部統制システムの整備・運用状況の確認、及び取締役会など重要会議への報告、付議案件の事前評価を行い、必要な助言、提言を行っております。また、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の検討を行い、会計監査人の選解任について方針を審議しています。

常勤監査役は、取締役、内部監査担当部門を含む使用人等と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議等への出席、付議・報告案件の事前聴取及びその他重要な事項の聴取、会計監査人からの報告聴取等に関する調査等を行っています。

社外監査役は、取締役会、監査役会等の場においてそれぞれ独立した立場から意見を述べ、実地監査への参加、会計監査人からの報告聴取等も含む監査活動を行うこと等により、当社の健全で公正な経営に寄与しております。

当社は昨年2月に公表した不適切な取引の判明を受けた再発防止の取り組みを進めており、監査役会は、その実施状況及び実効性について確認してまいりました。この結果も踏まえて、当該内部統制システムの整備・運用について、継続的な改善の取り組みが行われていることを確認しております。

(3) 内部統制・監査について

当社は、取締役会において、本報告書のIV「内部統制システム等に関する事項」に記載のとおり、内部統制システムの基本方針を定め、これに沿った運用をしております。

(4) 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名等

公認会計士の氏名等(継続監査年数) 所属する監査法人(継続監査期間)

指定有限責任社員 業務執行役員 蓮見 貴史(7年)、河野 祐(1年)

有限責任 あずさ監査法人(2006年以降)

当社の会計監査業務に係る補助者はすべて有限責任あずさ監査法人に所属しており、上記の業務執行社員2名の他、公認会計士7名、他14名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、本年6月18日開催の第41期定時株主総会において株主からの承認を得て、同株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。これは、意思決定の迅速化を図り、取締役会における経営方針等の議論をより充実させるとともに、取締役会の経営に対する監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ること等を目的とするものです。

当社においては、すべての取締役がそれぞれの役割・責務を適切に果たすことで、経営環境の変化に応じた機動的な意思決定を行うとともに、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性・透明性を確保しております。また、監査等委員である取締役が、取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般(取締役に決定が委任されたものを除く。)について取締役会における議決権を有すること、監査等委員会が、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任や報酬等について株主総会において意見を述べる権限を有すること等により、従前の監査役会設置会社に比して、取締役会の経営に対する監督機能の強化が図られております。

<社外役員の機能・役割>

現在、当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名(うち社外取締役3名)と監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の計13名によって構成されています。社外取締役には、豊富な経験や高い識見に基づき、取締役会等の場において各々独立した立場から意見を述べ、議決権を行使すること等により、当社における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実に寄与することを期待しております。

現在、当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名、及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する1名を含む社外取締役2名から構成されています。社外監査等委員は、当社グループの経営全般にわたる問題について認識を深め、監査の対象を取締役の職務執行の適法性及び相当性について、法曹、会計、学識等の分野における豊富な経験や高い識見に基づき、必要に応じ意見・情報の交換・聴取等を行い、監査等委員が議決権を有して取締役会に参加し、取締役の職務執行を監督することで、当社の健全で公正な経営に寄与しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前(法定の1週間前)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第41期定時株主総会(2021年6月18日)
電磁的方法による議決権の行使	パソコンやスマートフォンからインターネット経由等で議決権行使可能な環境を整備しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権行使プラットフォームに登録しております。
その他	早期情報開示の観点から、本年は、株主総会招集通知の内容を、招集通知発送前の5月27日に当社ウェブサイトに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR基本方針を当社ウェブサイトに掲載しております。 (https://www.nssol.nipponsteel.com/ir/policy.html)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び半期決算発表時に社内会場またはオンライン形式にて説明会を実施しております。なお、第1四半期及び第3四半期決算発表時には電話会議による質疑応答を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州・米州の主要投資家を個別訪問またはオンライン説明会等により、質疑応答を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレゼンテーション資料、中期事業方針資料、補足資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務部内に広報・IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念、社員行動指針、グローバル・ビジネス・コンダクトに規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	・当社は、「真の価値の創造により、お客様との信頼関係を築き、ともに成長を続け、社会の発展に貢献する」企業理念に基づき、豊かな社会づくりに向けてESG（環境・社会・ガバナンス）の面で様々な事業活動に取り組んでいます。 また、国連が主導する「持続可能な開発目標(SDGs)」にも積極的に取り組み、グローバルな社会の一員として持続可能な社会の実現に貢献していきます。 ・環境保全に関しては、環境マネジメントシステム(ISO14001)を構築し、省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の削減、グリーン購入促進などの活動に取り組んでいます。また事業活動を通じて顧客企業の環境保全活動に貢献しております。 ・成長分野を支える情報技術人材の育成の観点から大学向けの寄付講義の実施並びに地域の小学生を対象としたIT教室の開催等、次世代教育の支援活動を行っています。 ・公益財団法人日本製鉄文化財団を通じた協賛コンサートの開催や、鹿島アントラーズFC、釜石シーウェーブスRFC等へのスポンサーシップなど、芸術やスポーツ分野への振興・発展の支援活動を行っています。 当社の環境保全活動・CSRの具体的な取り組みにつきましては、当社ホームページをご参照ください。 https://www.nssol.nipponsteel.com/corporate/csr.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部情報管理及び内部者取引規制規程の中にタイムリーディスクロージャーについて規定しております。
その他	1. 人材育成の取り組み 当社は人材育成を経営の最重要事項と位置付け、自ら考え抜いてお客様の課題解決のために行動できる人材の育成に注力しております。資格・役割・職種別の教育制度に加えて、「NSSOLアカデミー」を設置し、お客様のビジネスを支え、お客様とともに成長していくための高度人材育成に取り組んでいます。 2. 働き方変革の取り組み 当社が持続的な事業成長を実現するためには、様々な人材が働きうる組織風土を作り出し、多様な人材が当社で活躍し続けられるよう、仕事の進め方や勤務のあり方を見直していく必要があると考えます。このため働き方・ワークスタイルの変革を推進していく担当役員及び推進組織を配置し、全社的なタスクフォース活動を労使一体となって推進しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針

当社は、「日鉄ソリューションズ企業理念」に基づき、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業の実現を目指しています。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システム（業務の適正を確保するための体制等）を整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めています。

Ⅰ 監査等委員会の職務の執行のために必要な事項

① 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助しその円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会事務局を設置して専任の使用人（以下、本事務局員）を置きます。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置きません。

② 本事務局員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の本事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項

本事務局員は専任とし、監査等委員会の指示の下で業務を行います。また、本事務局員の人事異動・評価等について、人事本部長は監査等委員会と事前に協議することとし、本事務局員の執行部門からの独立性と本事務局員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保します。

③ 当社および子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、部門長およびその他の使用人は、法令又は当社の規程に定めるところに従い適時・適切に、職務執行の状況、内部統制システムの整備・運用状況（内部通報制度の運用状況を含む。以下、同じ。）、重大な事故・事件その他リスクマネジメントに関する事項を直接又は内部統制・監査部等の当社関係部門を通じて監査等委員会に報告するとともに、その他経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、内部統制委員会等において報告し、監査等委員会と情報を共有します。

また、当社のグループ会社の取締役、監査役、使用人等は、法令又は当社の規程等に定めるところに従い適時・適切に、各グループ会社における職務執行の状況、内部統制システムの整備・運用状況、重大な事故・事件その他リスクマネジメントに関する事項を直接又は内部統制・監査部等の当社関係部門を通じて監査等委員会に報告します。

④ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ前項の報告をした者に対し、内部通報に関わる規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いはい行いません。

⑤ 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用を予算に計上し、監査等委員からその費用の請求があった場合には、会社法の定めに基づき適切に処理します。

⑥ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の内部統制・監査部長は、監査等委員会と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、緊密な連携を図ります。また、当社は、同委員会が組織的かつ効率的に監査を実施することができるよう環境の整備に努めます。

Ⅱ 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受けます。

業務を執行する取締役（以下、業務執行取締役）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告します。

市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役会議事録をはじめとする職務執行に係る各種情報について、法令並びに法令および定款に適合した社内規程に基づき、その重要度に応じた保存・管理方法および管理主管部門を定めた上で、当該管理主管部門が適切に保存および管理を行います。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・適切な開示に努めます。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門長はリスクアセスメントシートに基づき、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、各々のリスク特性に応じたリスクコントロールを行うとともに、規程・マニュアル類等で業務ルールを定め、業務を遂行します。内部統制・監査部および機能部門は、規程・マニュアル類の遵守状況をモニタリングすることで、各部門のリスクマネジメント状況を把握・評価し、助言・指導を行います。

経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、会社に対する損害・影響等を最小限にとどめるべく、社長を本部長とする「危機対策本部」を招集し、必要な対応を図ります。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に従い、経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な執行事項について、それぞれの全社審議機関および経営会議の審議を経て、執行決定を行います。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行します。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備します。

各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令および規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努めます。また、法令および規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに内部統制・監査部長に報告します。

内部統制・監査部長は、当社グループ全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令および規程遵守状況を把握・評

価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じます。さらに、これらの内容については、内部統制委員会に報告するとともに、重要事項については、経営会議および取締役会に報告します。また、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用します。

社員は、法令および規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、就業規則等の定めに従い厳正な処分を行います。

⑥当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および各グループ会社は、「日鉄ソリューションズ企業理念」に基づき、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底します。当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図ります。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図ります。各主管部門は、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行います。当社グループ経営に重要な影響を及ぼす重要事項など一定レベル以上の事項については、グループ会社各社に対し事前協議・報告を義務付けます。また、グループ会社各社の取締役より業務執行状況や重要な経営課題等について定期的に報告を受け、各社の状況把握に努めるとともに、必要な対応を図ります。

内部統制・監査部長は、各機能部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各主管部門および各グループ会社に対し、指導・助言を行います。

当社業務の適正性を確保するために、当社は日本製鉄グループの一員として、当該グループ企業理念を共有するとともに上場会社として経営活動の独立性を確保し、適正な業務の運営を行います。当社の親会社との契約・取引条件等は法令に従い、合理的に決定します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの基本方針の他に、「グローバル・ビジネス・コンダクト」において、反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、断固たる態度で臨むことを定めております。「グローバル・ビジネス・コンダクト」を全社員に配布し、研修を定期的に行うなど、その徹底に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

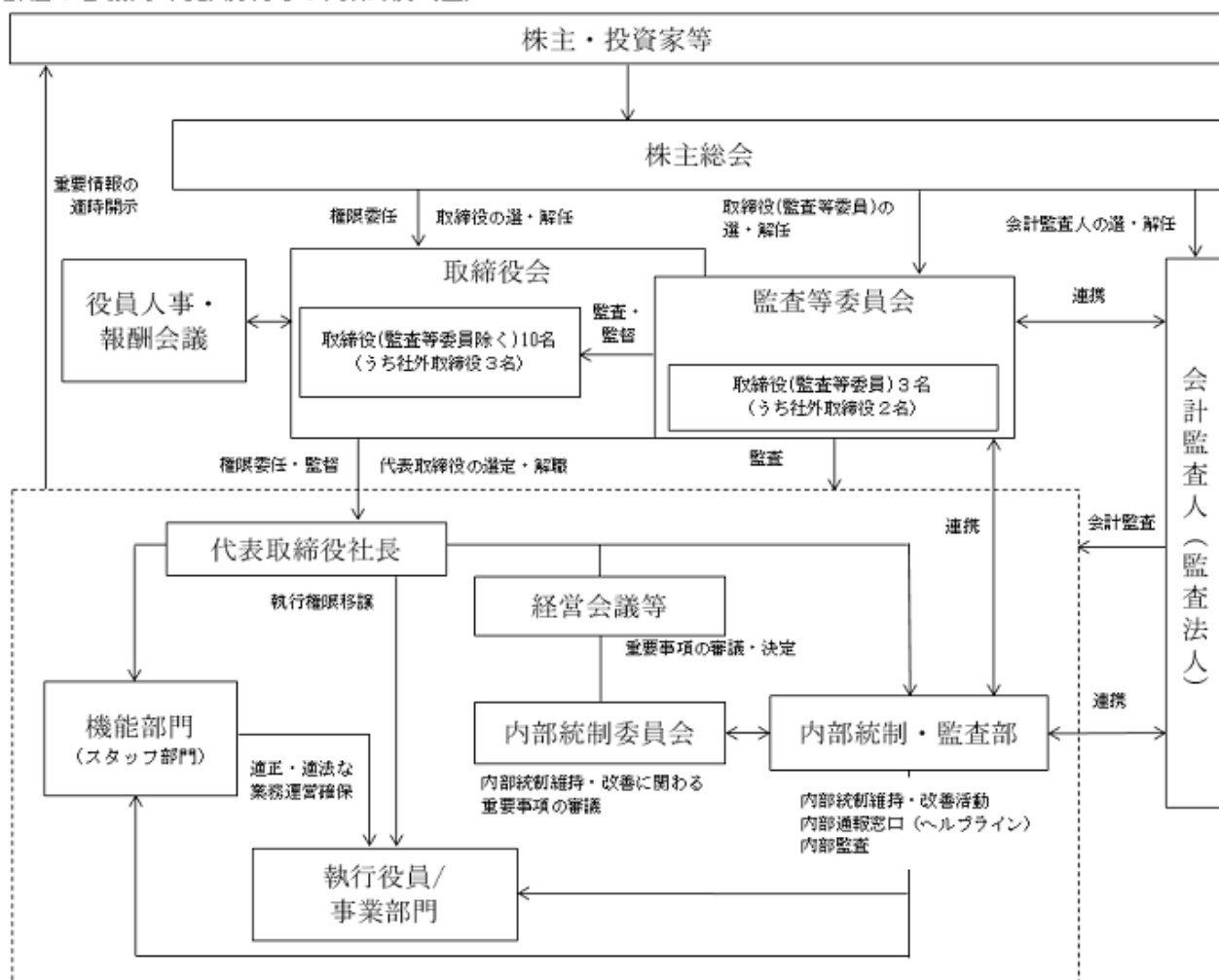
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

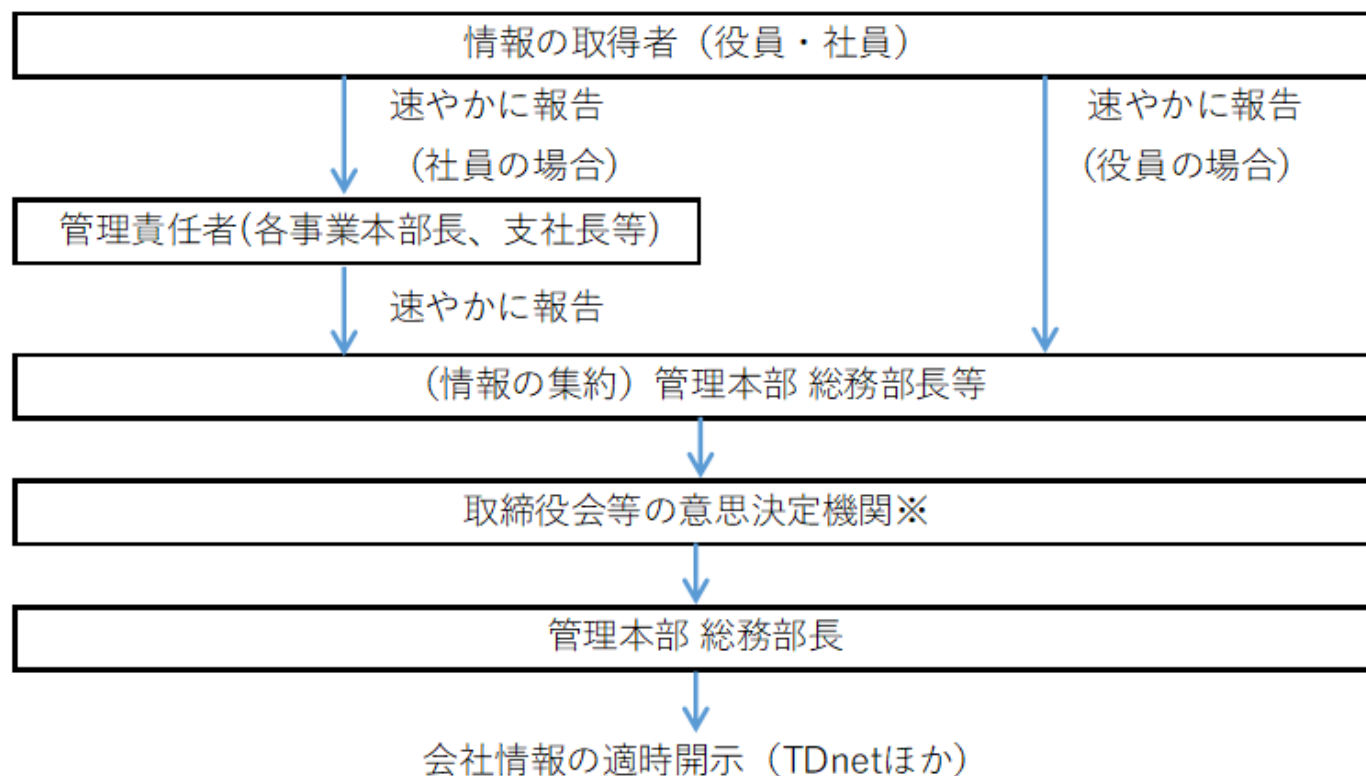
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社の各機関・内部統制等の関係(模式図)



適時開示体制の概要（模式図）

会社情報の把握・管理、適時開示に係る業務執行の社内体制



（※把握された会社情報が「発生事実に関する情報」の場合、原則として社長に報告後、速やかに管理本部 総務部長が開示いたします。）